

# 非常勤職員のみなさんへ

日本郵政公社

日本郵政公社（以下「公社」といいます。）は、平成19年10月に民営・分社化されますので、皆さんが平成19年4月以降も働いていただく場合、公社での雇用は最長で平成19年9月末日までとなります。

平成19年4月以降の予定雇用期間が9月末日までとされた方は、来る9月末日に予定雇用期間満了による退職となります（公社としての予定雇用期間の延長や再採用はありません）。

しかしながら、新会社は民営化の前日まで公社が行なっている機能を引き継ぐこととなりますので、民営・分社化後においても皆さんのサポートが必要不可欠と考えています。

平成19年4月以降も働いていただく方が平成19年10月1日以降新会社で働いていただく場合には、5つの新会社のいずれかと労働契約を締結していただくこととなります。

そこで、ここでは、新会社との労働契約締結までの手続及び新会社における労働条件の概要をお知らせします。

## 1 新会社との労働契約締結までの手続

新会社との労働契約締結までの手続については、次のような流れを考えています。

時期	手続
平成19年6月下旬	勤務していただくこととなる新会社（勤務場所）、仕事の内容、勤務時間と勤務時間帯、勤務曜日、勤務期間及び給与額を明らかにした上で、平成19年10月1日以降も引き続き働いていただく希望があるか否か、皆さんの意向を確認させていただきます。
同年7月下旬	意向確認を踏まえ、平成19年10月1日以降、新会社のいずれかにおいて働いていただくか否かが仮決定されますので、皆さんにお知らせさせていただきます。
同年10月1日	新会社から「雇入労働条件通知書」を皆さんに交付し、労働契約を締結します。

## 2 新会社における労働条件

新会社の労働条件の概要は、次のとおり予定されています。

項目	内容
給与（スキルレベル）	新会社で引き続き同じ仕事をして働く場合 <sup>※1</sup> には、公社時代のスキルレベルを引き継ぎ、公社時代の給与を維持することが予定されています <sup>※2</sup> 。
年次有給休暇	新会社で引き続き働く皆さんについては、公社での年次有給休暇の未取得日数を引き継ぐことが予定されています。
社会保険・雇用保険	公社時代と変わりません。

※1 新会社で引き続き同じ仕事をして働く場合とは、以下の2つの要件に当てはまる会社・勤務場所で働く場合とされています。

① 働く会社が資格給（資格給の支給対象でない場合は、職務加算額になります。）の支給区分に応じて定められた新会社であること（どの会社で雇用された場合が当てはまるのかについては、別紙をご覧ください）。

② 勤務場所が現在の勤務先を引き継ぐ新会社の組織（原則として、同じ勤務場所にある新会社の組織）であること

※2 スキルレベルの評価の行なわれていない次の方については、公社時代の給与を維持することが予定されています。

① 病院、健康管理センター及び健康管理室に勤務する非常勤職員

② 加入者福祉施設において医療職群（三）又は医療職群（四）に属する職種に勤務する非常勤職員

◇ 現在担当している仕事（公社時代のスキルレベル）を引き継ぐ新会社

		公 社		新 会 社					
		支 給 区 分		郵便局会社	郵便事業会社	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	持株会社	
郵 便 局	郵 便 務	内 務	窓 口	○	●				
			計 画（電話対応を含む。）	●	○				
			その他		○				
		外 務	配達のみ		○				
			通集配／混合（5時間以上）		○				
			通集配／混合Ⅱ（5時間未満）		○				
	貯 金	内 務	集 荷		○				
			運 送		○				
	簡 易 保 険	内 務	外務	○		※			
			アウトバウンド業務担当A（指導）	○			※		
			アウトバウンド業務担当B（一般）	○			※		
		外 務	かんぽ業務エキスパートスタッフ	○			※		
			一 般	○			※		
			集 金	○			※		
			募集担当A（簡保エキスパートスタッフ）	○			※		
			募集担当B（募集専務）	○			※		
			募集担当C（集金兼務又は面接観查）	○			※		
			共通	総務課等	○	○	※	※	
	共通事務センター (H19.10にセンターの統合を予定しています。)						○		
	複 数 事 業	内 務	三事業の窓口	○		※			
三事業（後方事務）			○	○					
外 務		貯金・保険	○		※	※			
		三事業 貯金・保険	○	○	※	※			
事 務 セ ン タ ー 等	貯金事務センター (計算センターを含む。)	共通事務 一 般			○				
		郵便貯金地域センター	○		○				
	簡易保険 事務センター	かんぽ業務エキスパートスタッフ					○		
		一 般					○		
加入者福祉施設（レストラン/フロント・共通事務等）									○
支社・本社				○	○	○	○	○	
病院・郵政健康管理センター・健康管理室								○	
災害補償事務センター・健康管理事務センター								○	

- 注1： 現在担当している仕事（公社時代のスキルレベル）を引き継ぐ新会社が「○」（「※」又は「●」）で表されています。  
 なお、病院・郵政健康管理センター・健康管理室に勤務する非常勤職員及び加入者福祉施設において医療職群（三）又は医療職群（四）に属する職種に勤務する非常勤職員の方はスキルレベルの評価がありませんので、公社時代の賃金が引き継ぐことが予定されています。
- 注2： 「※」は、現在勤務している局所を引き継ぐ新会社の組織が当該局に設けられた場合のみ、現在担当している仕事（公社時代のスキルレベル）を引き継ぐことが予定されています。
- 注3： 「●」は、普通郵便局に勤務している方が以下の要件に当てはまる場合、「○」でなく「●」の会社に現在担当している仕事（公社時代のスキルレベル）を引き継ぐことが予定されています。  
 ・「郵便・内務・窓口」の区分に該当する方のうち、専ら夜間又は土日の「ゆうゆう窓口」の業務に従事している方  
 ・「郵便・内務・計画（電話対応を含む。）」の区分に該当する方のうち、郵便窓口業務のみを行なう郵便窓口課の業務に従事している方
- 注4： 郵便専門局では、この表の○印のついていない仕事であっても郵便事業株式会社に引き継がれることがあるとされています。
- 注5： 福利厚生センター等のこの表に記載されていない各種付属施設の仕事については、本社・支社に準じて新会社に引き継がれることとされています。